

4月からの農村婦人の家・高山コミュニティセンターの運営について

農村婦人の家

農村婦人の家の運営・管理が町から切畑自治会になり、新たに切畑自治会館として運営されます。つきましては、申込み、問い合わせ先が左記のとおりとなります。

▼申込み・問合せ

切畑自治会長 室木 宏樹
 ☎739-0020

高山コミュニティセンター

次の指定管理者が運営することになりました。申込み、問い合わせ先は変更ありません。

▼指定管理者

株式会社ツバキサポートセンター
 (京都府京田辺市甘南備台1丁目1番3号)

▼申込み・問合せ

〒563-0206
 豊能町高山10番地
 ☎☎741-1959
 ✉ukon-no-sato@zeus.eonet.ne.jp

ふれあいファーム参加者募集

▼内 容 野菜づくりなどを通して農業の基本的知識を学ぶとともに圃場の景観維持に努めます。

活動日は、4月から12月の毎月第2土・日曜日と、第4土曜日の9時から正午ごろで、別に臨時の作業日があり

ます。

▼場 所 高山コミュニティセンター(右近の郷)周辺の圃場・駐車場あり

▼募集人数 30名程度

▼参加費 年間一人3,000円
 小学生以下は無料ですが、保護者と一緒にご参加ください。

▼締 切 定員になり次第締め切りです。

▼その他 説明会は、4月26日(土)午前9時から高山コミュニティセンターで開催します。

▼主 催 ふれあいファーム運営委員会

▼申込み・問合せ 農林商工課

☎739-3424

「ふれあいファーム参加」として、氏名、住所、年齢、電話番号、Eメールアドレス記入の上、FAX、Eメール、はがきでお申し込みください。

〒563-0202

豊能町余野414番地の1

☎739-1919

✉noumidori@town.toyonosaka.jp

「高齢者学習農園」参加者募集

野菜づくりなどの農作業を通して農業の基本的知識を学ぶとともに、圃場の景観維持に努めます。作業は、週1回程度。原則水曜日に行います。

▼期 間 5月～11月頃

▼場 所 吉川地内の圃場

▼対 象 豊能町に在住、在勤で農業未経験、またはそれに準ずる方で

応募日現在60歳以上の方。また、原則全ての講習に参加できる方。

▼定 員 先着30名

▼参加費 年間一人3,000円

▼持ち物 鋤鎌・スコップ等の道具類は、順次参加者でご準備ください。

▼締切り 4月18日(金)

▼その他 申込者には別途開校式のご案内をいたしますので、ご出席ください。

▼申込み・問合せ 農林商工課

「高齢者学習農園参加」として、氏名、住所、生年月日、電話番号を記入の上、FAX、Eメール、はがきでお申し込みください。

☎739-3424

☎739-1919

✉noumidori@town.toyonosaka.jp

ふれあい文化センター教室

受講者募集

ふれあい文化センターでは、地域交流促進事業として次の4つの教室を長期で開催しています。

平成26年度の各教室の受講者を次のとおり募集します。

▼教室名・講師名

○生花教室 井川佳子(嵯峨御流)

毎月 第2・4木曜日 午後1時

○茶道教室 東野雅子(裏千家)

毎月 第2・4木曜日 午前10時

○絵画教室 黒田徳子

毎月 第4日曜日 午前9時
 (独立美術協会会友)

○書道教室 上西初夫

(浪速書道会会友)

毎月 第2水曜日 午後6時

▼募集人数 各教室とも若干名

▼参加費等 無料。ただし、実費として生花の花代1回1,080円、茶道は年1,000円程度、書道はテキスト代毎月600円程度が必要となります。

▼申込み・問合せ ふれあい文化センター ☎739-0370

寄附

国民健康保険診療所の待合室に 中西 勝 様

液晶42型テレビ

あたたかいご厚意、ご協力誠にありがとうございました。

大阪府池田保健所 4月の事業

- ◎骨髄バンクドナー登録(要申込)
 - ▶日 時=4月1日、15日(火)午前9時30分~10時30分(受付)
- ◎B・C型肝炎ウイルス検査(要申込)
 - ▶日 時=4月1日、15日(火)午前9時30分~10時30分(受付)
 - ▶対 象=府内在住で20歳以上の未受診の方
 - ▶費 用=無料
- ◎HIV/エイズ・梅毒(血液)、クラミジア(尿)検査(匿名可)
 - ▶日 時=4月1日、8日、15日(火)午後1時30分~2時30分(受付)
 - ▶費 用=HIV/エイズ検査は無料(その他は同検査と同時に受ければ無料)
- ◎こころの健康相談(予約制)
 - ▶日程など詳細はお問い合わせください。
 - ▶問合せ=大阪府池田保健所 ☎751-2990

町職員人事(3月12日付)

課長級以上を掲載 () 内は前職

○部長級異動

▽総務部長兼企画政策課長

内田 敬 (総務部長)

○次長級昇格

▽建設環境部次長(残土問題対策担当)

兼残土問題対策室長

南 正好 (企画政策課長)

○課長級異動

▽農林商工課長兼残土問題対策室課長

東浦 進 (農林商工課長)

日々前進

4月に入り、豊能町も春の陽気に包まれ、町内でも鶯の鳴き声が聞こえる季節となりました。

今年は寒さも厳しく、皆さまも春の訪れを心待ちにされておられたことと思います。

さて、2月25日に発生しました木代地内の土砂崩落事故については、周辺住民の皆さんをはじめ多くの皆さんにご心配、ご不便をおかけし、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

町としても、事故発生後、直ちに関係職員を参集させ、現地に職員を派遣し現場対応や情報収集等に努めました。さらに、今回の事象をはじめ残土問題に取り組むため、新たに町組織として残土問題対策室を設置し、役場内に、大阪府や豊能警察署、町、消防本部等による合同対策本部を設けるなど、関係機関と協議、調整を図りながら、事故処理に努めているところで

す。また、この間、説明会等で、住民の皆さんから多くのご意見をお伺いしており、今後とも、いただいたご意見を踏まえ、大阪府をはじめ関係機関と調整を図りながら、問題の早期解決に取り組むとともに、必要な情報をホームページ等でお知らせしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

4月は、学生や社会人として新たなスタートを切られる方も多いことと思いますが、町においても、新年度が始まる時期となっています。これからも、住民の皆さんが元気で安心して暮らせるよう、まちの活性化に向けた施策の推進に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

《残土問題対策室について》
木代地内の土砂崩落事故の処理に向けた取り組みを推進するとともに、町内における採石・残土問題に適切に対処するため、3月12日付で建設環境部に残土問題対策室を設置しました。今後とも問題の早期解決に取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

| 相談 | 実施場所・日時 | 相談場所 |
|----------------------|---|---------------------|
| 人権相談 (人権擁護委員) | 14日(月) 午後1時30分~4時 ※直接会場へお越しください。電話相談も受け付けています。▶問合せ=住民人権課(☎739-3402) | 役場本庁 |
| 生活・人権相談 (女性相談を含む) | 毎週火曜日 午前9時~午後5時 | 中央公民館 相談室 |
| | 毎週水・木・土曜日 | 西公民館 相談室 |
| | 毎週金曜日 | ふれあい文化センター |
| | ※生活上のさまざまな問題、人権に関する課題や、配偶者、恋人からの暴力等おもに女性に対する問題などの相談 ※面接相談(直接、相談場所へお越しください。) 電話相談▶とよの人権地域協議会(☎743-3964) | |
| ひとり親家庭等の相談 | 3日(木) 午前10時~午後4時 ※就労支援、子育て生活支援、養育費、離婚前などの相談 ※相談員:府母子自立支援員 ▶問合せ=住民人権課(☎739-3420)▶申込み=池田子ども家庭センター生活福祉課(☎752-7948)(電話による相談も可) | 吉川支所 |
| 行政相談 | 9日(水) 午後2時~4時 | 役場本庁 |
| | 16日(水) (受付は午後3時まで) | 吉川支所 |
| | ▶問合せ=総務課(☎739-3414) | |
| 法律相談 | 相談日 1日(火) 15日(火) 翌月は5月7日(水)・20日(火) | 午後1時~4時(1人30分) 吉川支所 |
| | 申込締切日 3月28日(金) 11日(金) | |
| | | |
| | ▶申込み=秘書広報課(☎739-3413) | |
| 障害者相談 (福祉サービスの相談) | 2日(水) 午後1時~4時 ▶問合せ=住民人権課(☎739-3420)▶申込み=福祉相談くすのき(☎752-1831) | 保健福祉センター |
| 消費生活相談 | 毎週月・水・木曜日(祝日を除く) 午前9時~午後5時 ※農林商工課 消費生活コーナーまでお電話ください。(☎739-0001 内線255) 要予約 | 農林商工課 |
| 雇用・就労・労働相談 | 今月の相談はありません ※人事管理・能力開発・職場対人関係などの相談 ※相談員:社会保険労務士 ▶申込み・問合せ=農林商工課(☎739-3424) | |
| 障害者雇用相談 | 今月の相談はありません ※就職困難者の就労支援相談 ※就労支援コーディネーター▶申込み・問合せ=農林商工課(☎739-3424) | |
| 教育勉強相談 | 毎週火・水・金曜日(祝日を除く) 午前9時~正午/午後1時~4時 | 西公民館 ふれあいルーム |
| | 第2土曜日 | 西公民館 ふれあいルーム |
| | 第4土曜日 | 中央公民館 教育相談室 |
| | ※勉強に関する悩みや学校生活で困っていることなど、ご相談ください。進学資金や奨学金の相談も行っています。 ※相談員:佐久裕機教育専門主事(元光風台小学校長)☎738-5399(ふれあいルーム) ※臨床心理士に相談したい場合は、教育支援課(☎739-3427)までご連絡ください。 | |
| 児童家庭相談 | 毎週月~金曜日 午前9時~午後5時 | 教育支援課 児童家庭相談窓口 |
| | ※養護や育成に關すること、児童虐待に關することなどの相談 ※面接相談(直接、相談場所へお越しください。) ※電話相談 ▶教育支援課(☎739-3427) | |

●役場本庁 ☎739-0001(代) ※相談の内容について詳しく知りたい場合も、お気軽に各窓口までお問い合わせください。

豊能地区で小・中学校の教員を独自募集します

豊能地区3市2町（豊能町・能勢町・池田市・箕面市・豊中市）は、これまで大阪府と合同で実施してきた公立小・中学校教員採用選考テストを、独自に実施します。

豊能地区での勤務を希望する教員を採用し、地域に根ざした特色ある教育を進めます。

▶問合せ＝教育総務課 ☎739-3426

豊能地区教職員人事協議会 ☎06-6858-3341

| 職 種 | | 採用定数 | 内 容 |
|-------------------------|---------------------------------------|------|--|
| 豊能地区公立小・中学校教員 (府費負担) | 小学校 | 約80人 | <p>▶出願する校種(教科) 教諭の普通免許状があるか、平成27年4月1日までに取得見込みで、選考区分ごとの受験資格を満たす人 ※詳細については、募集案内をご覧ください。</p> <p>▶勤務地 豊能地区3市2町（豊能町、能勢町、池田市、箕面市、豊中市）の公立小・中学校 ※採用予定数は、豊能地区3市2町の採用予定数を合計した数です。</p> <p>▶募集案内・申込用紙の配布 4月2日（水）から教育総務課（本庁）および吉川支所で配布。町、豊能地区教職員人事協議会のホームページからも入手可能。</p> <p>▶申込受付期間＝4月2日（水）～5月30日（金）</p> <p>▶申込方法＝豊能地区教職員人事協議会のホームページから申し込むか、同協議会へ簡易書留で郵送（5月30日（金）消印有効）</p> |
| | 中学校 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、英語) | 約40人 | |
| | 養護教諭 | 若干名 | |

箕面有料道路の 料金改定の お知らせ

大阪府道路公社は、平成26年4月1日からの消費税率改定に伴い、4月1日（火）午前0時より箕面有料道路の通行料金および回数通行券の料金改定を行います。

なお、料金割引社会実験は平成27年3月31日まで実施します。

▶改定後の通行料金

軽自動車 360円 普通車 410円

中型車 720円 大型車 1,030円 特大車 1,700円

▶問合せ＝大阪府道路公社総務部総務企画課

☎06-6941-2511

🌐 <http://www.osaka-road.or.jp/>

「とよのファミリー・サポート・センター事業」のお知らせ

▶とよのファミリー・サポート・センターとは？

子育ての援助を受けたい方と、子育ての援助を行いたい方が、それぞれ会員登録し、育児の相互援助活動をしています。

▶会員について

依頼会員…子どもをあずける会員（町内在住）

生後2カ月（57日目）～小学校3年生の子どもがいる方

援助会員…子どもをあずかる会員（町内在住）

子どもの好きな方、育児経験のある方、
相互援助活動に理解のある方

両方会員…依頼と援助の両方を兼ねる会員

▶保険について

事故などのトラブルに備えて、会員は保険に加入しています。
（保険料の自己負担は、ありません）

▶報酬について

平日（8時～20時）…1時間あたり800円

土日祝日および上記以外の時間…1時間あたり900円

▶あなたも会員になりませんか？

・入会受付…毎月第1木曜日（午後1時～5時）

第3火曜日（午前9時～正午）

事前の電話予約が必要。

▶申込み・問合せ

・とよのファミリー・サポート・センター（子育て支援センターすきっぷ内） ☎738-0255

・子育て支援いちごルーム（認定こども園豊能町立ふたば園内） ☎739-1577

いずれも午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

こんな活動をしています

1. 保育所・幼稚園等の保育開始前・終了後の子どものあずかり、または送迎をおこなうこと
2. 学校の放課後、または留守家庭児童育成室の終了後に子どもをあずかること
3. 保護者の短期・臨時的就労、求職活動中に子どもをあずかること
4. 保護者の病気、急用時、冠婚葬祭、買い物、習い事等の時に子どもをあずかること
5. 産前・産後の援助（きょうだいのあずかり、送迎など）
*子どもは、援助者のお宅であずかります。
*子どもが病中病後の援助は除きます。

